

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、平成31年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 432,107 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,195,433 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	200,513	9,555		13,880	27,715	149,363
社会福祉事業	27,139				4,248	22,891
障害者福祉事業	34,993				5,477	29,516
老人福祉事業	97,641			13,492	13,170	70,979
児童福祉事業	40,740	9,555		388	4,820	25,977
社会保険	1,786,679	251,410			240,286	1,294,983
介護保険事業	875,183				136,976	738,207
後期高齢者運営事業	610,510	117,207			77,207	416,096
国民健康保険事業	300,986	134,203			26,103	140,680
保健衛生	1,208,241	93,784	27,898	38,030	164,106	884,423
疾病対策予防事業	102,867	1,276		36,474	10,192	54,925
母子保健事業	19,266	3,142		423	2,457	13,244
医療に係る施策	1,086,108	89,366	27,898	1,133	151,457	816,254
合 計	3,195,433	354,749	27,898	51,910	432,107	2,328,769